

多発する土砂災害、地域に深刻な被害！

土砂災害発生件数

1,410件

土石流等： 110件
地すべり： 47件
がけ崩れ： 1,253件

【被害状況】

人的被害：死者 8名
負傷者 17名
家屋被害：全壊 23戸
半壊 17戸
一部損壊 217戸

7/10 土石流等
からつしはまたまち ひらばる
佐賀県唐津市浜玉町平原



6/2 土石流等
ありだくん ありだがわちょうにさわ
和歌山県有田郡有田川町二澤



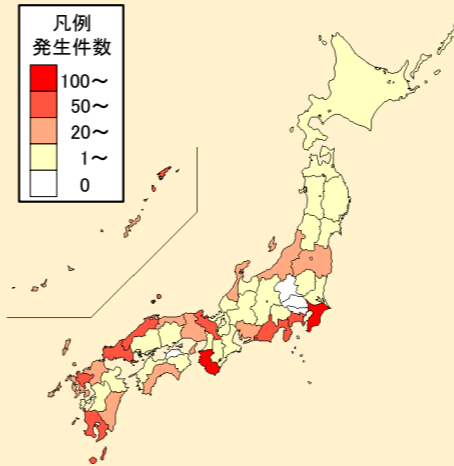
6/30 地すべり
ゆふし ゆふいんちょう かわにし
大分県由布市湯布院町川西



6/2 がけ崩れ
よこすかし にしうらが
神奈川県横須賀市西浦賀5丁目

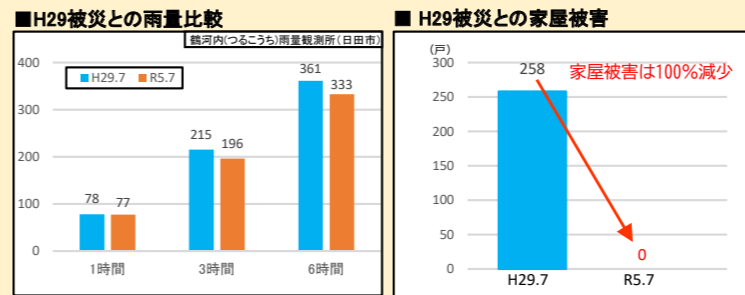


※令和5年10月31日時点



-地域を守る砂防施設-

砂防施設の効果事例(福岡県朝倉市)-令和5年7月の豪雨



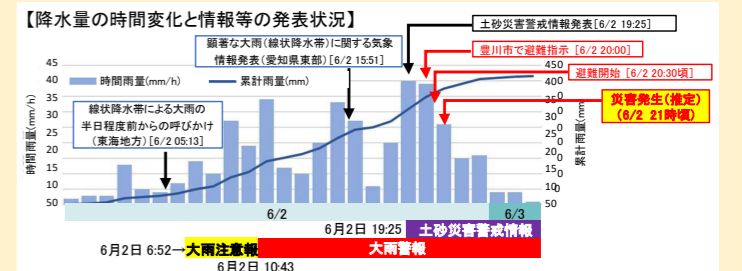
-警戒避難により人命を守る-

早めの避難により被害を免れた事例 —令和5年6月 愛知県豊川市御津町の事例—

令和5年6月2日からの大雨において、愛知県豊川市で住宅等が巻き込まれる土砂災害が発生。これらの大雨では、線状降水帯による大雨の可能性について呼びかけがなされるなど、大雨や土砂災害に関する情報を基にした事前の避難により、住宅が全壊するなどした人的被害は無かった。



豊川市においては、これまで例年6月に土砂災害防災訓練を実施しており、避難訓練や住民に対して土砂災害に関する講演会を行うなど、土砂災害による被害を防ぐための取組を行っている。



(資料提供:国土交通省砂防部)

提言

我々は、全国治水砂防促進大会を開催し、砂防関係事業の促進について次のとおり提言を採択しました。

つきましては、これら提言事項の実現を要望いたします。

令和五年十一月十六日

殿

一般社団法人 全国治水砂防協会

会長 森山



提言

近年、全国各地で記録的豪雨が発生しており、今年も6月及び8月の豪雨では、九州、中国、近畿等で激甚な被害がもたらされ、8月の台風第七号、9月の台風第十三号でも大きな被害がもたらされている。これまでに全国で千四百件を超える土砂災害が発生しており、地域社会に大きな脅威を与えている。特に土石流、がけ崩れ、地すべりに加え、土砂・洪水氾濫や流木を伴う土砂災害の発生が顕著になってきており、その被害は激甚化の一途をたどっている。こうした傾向は今後の気候変動によりさらに深刻化することが危惧される。

土砂災害による被害を防止し、安心して暮らすことのできる強靱な国土を実現することは急務であり、以下の項目について早急に実現を図ることを提言する。

1. 土砂災害防止施設の強力な整備推進

国及び都道府県は、土砂災害から人命を守り、安心して住める地域にするため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を引き続き強力に推進すべく必要かつ十分な予算を確保するとともに、物価高騰や賃上げの対応にも十分な配慮をすること。さらに、5か年加速化対策後も国土強靱化の取り組みを継続的かつ安定的に進めるため、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、必要な事業規模を確保すること。

2. 流域治水『砂防』の推進

国及び都道府県は、土砂・洪水氾濫や流木を伴う激甚な土砂災害が頻発していることに鑑み、河川事業との連携はもとより、防災まちづくりを考慮した土砂災害対策や林野部局と連携した流木対策等を実施し、流域治水『砂防』を推進すること。特に、土砂・洪水氾濫対策を強力に推進するため、危険流域の抽出調査を速やかに実施するとともに、併せて流木対策を計画的に実施すること。

3. 地域を支える砂防事業の推進

国及び都道府県は、地域の社会・経済活動を支える基本的なインフラの保全等を通じて、国民の「いのち」と「くらし」を守るための砂防事業を推進すること。

その際、地域の特性やまちづくり計画を踏まえたきめ細かな事業となるよう十分に配慮すること。

4. 既存施設の老朽化対策と機能の強化

国及び都道府県は、既存施設の老朽化対策をDXの加速化により計画的に推進すること。併せて、流木対策施設の設置や砂防堰堤に堆積した土砂の除石、特に土石流を捕捉した場合に緊急除石による早期の砂防施設の機能回復を図り、施設効果が最大限に発揮されるよう取り組みを進めること。併せて、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、砂防堰堤を活用した小水力発電や緑を活用した土砂災害対策等に取り組むこと。

5. 警戒避難体制の強化

国及び都道府県は、地域の防災力の向上を図るため、土砂災害警戒区域等の抽出や土砂災害警戒情報¹の精度向上に取り組むとともに、災害時の避難につながる地域の取り組みを支援すること。併せて、火山噴火や大規模災害時等に迅速な対応が行えるよう、デジタル技術等の新技術の開発活用を進めること。

6. 組織・人員の強化

国及び都道府県は、砂防事業の推進および適切な施設等管理に必要なとされる人員・体制の確保を図ること。併せて、デジタル技術を活用したTEC-FORCE²等による災害発生時の円滑な自治体支援のため、地方整備局や研究機関において、必要な人員・体制の強化を図ること。また、地域の安全・安心のアドバイザーとして欠かせない存在である砂防分野の大学の研究者が継続して確保されるよう関係機関への働きかけなどの取り組みを進めること。

以上

令和五年十一月十六日

全国治水砂防促進大会